

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 略〕</p> <p>第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手續</p> <p>〔第六章・第七章 略〕</p> <p>第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手續</p> <p>(無線設備等保守規程の認定の申請)</p> <p>第二十五条の二十六 法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した無線設備保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名</p> <p>二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要</p> <p>三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要</p> <p>四 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値</p> <p>五 無線設備等の点検その他の保守の実施方法</p> <p>六 無線設備等の点検その他の保守の間隔</p> <p>七 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要</p> <p>八 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要</p> <p>九 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要</p> <p>2 前項の認定申請書の様式は、別表第五号の十二のとおりとする。</p> <p>(無線設備等保守規程の変更の申請)</p> <p>第二十五条の二十七 法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の変更認定申請書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。</p> <p>(無線設備等保守規程の変更の届出)</p> <p>第二十五条の二十八 法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の変更届出書の様式は別表第五号の十三のとおりとする。</p> <p>(無線設備等保守規程認定書の交付)</p> <p>第二十五条の二十九 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第五号の十四の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。</p> <p>(無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知)</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第五章 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔第六章・第七章 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

<p>第二十五条の三十 法第七十条の五の二第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。</p> <p>2 前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。 (無線設備等保守規程の廃止の届出)</p> <p>第二十五条の三十一 法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人(以下「認定免許人」という。)は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次の事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 認定の番号</p> <p>三 無線局の免許の番号及び航空機名</p> <p>四 廃止した年月日</p> <p>2 前項の届出書の様式は別表第五号の十五のとおりとする。</p> <p>第二十五条の三十二 法第二十二条の定めに基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る認定について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。</p> <p>第二十五条の三十三 認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。 (相続等に関する規定の準用)</p> <p>第二十五条の三十四 第二十条の二(第三項を除く。)(の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。</p> <p>[別表第一号～別表第五号の十一 略]</p>	<p>[新設]</p>
<p>別表第五号の十一 無線設備等保守規程の認定申請書の様式(第25条の26第2項関係)</p>	<p>[新設]</p>
<p>別表第五号の十二 無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式(第25条の27第2項及び第25条の28第2項関係)</p>	<p>[新設]</p>
<p>別表第五号の十四 無線設備等保守規程認定書の様式(第25条の29関係)</p>	<p>[新設]</p>
<p>別表第五号の十五 無線設備等保守規程の廃止届出書の様式(第25条の31第2項関係)</p>	<p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>[別表第一号～別表第五号の十一 同左]</p>

## 附 則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。



体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
  - (2) ②の欄は、認定を希望する無線局の免許の番号を記載すること。
  - (3) ③の欄は、認定を希望する無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
  - (4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
  - (5) ①から④までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
- 4 申請者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けている場合であって、当該認定と内容が同一となる項目については、該当欄に当該認定の番号及びその内容が同一である旨を記載し、その他の記載を省略することができる。
- 5 申請書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の十三 無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式（第25条の27第2項及び第25条の28第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程の変更認定申請書（届出書）

年 月 日

総務大臣 殿

- 電波法第70条の5の2第3項の規定により、無線設備等保守規程の変更の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第70条の5の2第5項の規定により、無線設備等保守規程を変更したので、下記のとおり別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1）

記

1 申請（届出）者（注2）

住 所	都道府県—市区町村コード [                      ]
	〒 (      —      )
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

2 変更の対象となる無線設備等保守規程に関する事項（注3）

① 無線局の種別	
② 認定番号	
③ 無線局の免許番号	
④ 航空機名（登録記号）	
⑤ 備考	

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 該当する手続の□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401 及び X0402 に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住지를記載すること。
- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請（届出）を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、当該申請（届出）に係る無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、当該申請（届出）に係る無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、当該申請（届出）に係る無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (6) ①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を対応させて記載すること。

4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

5 申請（届出）者が既に他の無線設備等保守規程の認定を受けている場合であって、当該認定と同一となる項目がある場合には、該当欄に当該認定の番号及びその旨を記載し、その他の記載を省略することができる。

6 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。



別表第五号の十四 無線設備等保守規程認定書の様式（第25条の29関係）

無線設備等保守規程認定書	
認定免許人の 氏名又は名称	
認定免許人の住所	
認定の番号	
認定の年月日	
無線局の免許の番号	
航空機名（登録記号）	
備 考	
年 月 日	
総務大臣 印	

短 辺 (日本工業規格A列4番)



- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

2 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、当該届出に係る無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、当該届出に係る無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、当該届出に係る無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (5) ⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。
- (6) ⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (7) ①から⑥までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。

3 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。